

特定施設の届出に対する知事の見解について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定による知事の見解を次のとおり公表する。

令和4年6月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 特定施設の名称、新設に係る土地の所在地及び設置者

名 称 柏崎東ショッピングセンターパルス

所在地 柏崎市柳田町38番地1 外17筆

設置者 株式会社コメリ 他2者

2 意見の概要

県の見解を有しない。

3 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、柏崎市産業振興部商業観光課、長岡市商工部産業支援課、十日町市産業観光部産業政策課、上越市産業観光交流部産業政策課、出雲崎町産業観光課及び刈羽村産業政策課でも閲覧可能）

4 縦覧期間

令和4年6月17日から令和4年7月17日まで